一般社団法人日本看護系大学協議会　データベース委員会規程

本規程は一般社団法人日本看護系大学協議会（以下、「本会」という）の定款第３５条に基づき、データベース委員会（以下、「委員会」という）の設置及び運営等に関する基本的事項を定める。

（目的）

第１条　本委員会は年度毎に会員校の教育･研究･社会貢献等に関する実態調査を実施し、今後の看護系大学の在り方に関わる基礎資料を提供することを目的とする。

（任務）

第２条　本委員会は次の業務を行う。

（１）意義のある調査結果が得られるよう、委員会は本会会員校の意識づけを図る。

（２）調査結果の報告は単年度ごとに行い、５年ごとに年次比較も行う。

（３）事務局および委託業者と連携し、調査、分析、報告を円滑に実施する。

（４）その他、データベースの活用に関するシステム化を図る。

（本規程の改正）

第３条　本規程の改正は、理事会の決議により行う。

附則　この規程は、２０１１年1月１０日から施行する。

附則　この規程の改正は、２０１４年6月１６日から施行する。

附則　この規程の改正は、２０１７年3月２０日から施行する。

附則　この規程の改正は、２０２６年7月９日から施行する。